

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の基本方針を実現するための経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。経営環境の変化に対応できる体制を構築するとともに、株主その他の全てのステークホルダーからの信頼を得られるよう、経営の透明性の向上並びに公正な経営を目指しております。また、企業価値の継続的な向上を図っていくためにはコーポレート・ガバナンスの向上が必要不可欠と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石光商事従業員持株会	444,260	5.55
石光 輝男	398,090	4.98
株式会社三井住友銀行	252,640	3.16
駒澤 孝江	216,900	2.71
日米珈琲株式会社	204,000	2.55
株式会社トーホー	200,300	2.50
竹田 和平	200,000	2.50
丸紅株式会社	192,270	2.40
石光 百合	165,000	2.06
伊藤忠商事株式会社	150,000	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

	10社未満
--	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

支配株主および親会社ならびに上場子会社は有しておらず、特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人の監査に立ち会い、決算監査後に開催する監査報告会に当社経営者と共に出席し、意見交換を行っております。また、監査役は内部監査室から報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査室に情報を提供しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山岸公夫	他の会社の出身者				○				○	
樋口進二	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山岸公夫	○	——	山岸公夫氏は、会社経営に関与したことはありませんが、他社2社で監査役を歴任され、平成18年6月より当社子会社関西アライドコーヒースターズ(株)の監査役としての経験を当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断いたしました。 なお、当社との間に特別な利害関係はなく、経営に対して独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、監査役会の承認のもとに取締役会の決議によって独立役員に指定しております。
樋口進二	○	——	樋口進二氏は他社監査役を歴任、日本監査役協会関西支部幹事を務められた経験から当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し監査役就任を依頼いたしました。 なお、当社との間に特別な利害関係はなく、経営に対して独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、監査役会の承認のもとに取締役会の決議によって独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
その他独立役員に関する事項	
——	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

現在のところ、インセンティブ付与は実施しておりませんが、業績連動型報酬制度の導入については今後検討の可能性はあります。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	
——	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

直前事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役 7名(うち社外取締役0名) 67,945千円(0千円)

監査役 3名(うち社外監査役2名) 16,215千円(13,210千円)

(注) 1.上記報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含みません。

2.上記取締役の支給人員には平成22年6月29日開催の第60期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役の報酬等については、世間水準および経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮して、株主総会が決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定することとし、その額は従業員給与の最高額を基準として、その上限額を役員別区分により決定しております。

監査役報酬については、株主総会が決定した報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

専従スタッフはおりませんが、総務チームを含めた管理部門各チームおよび内部監査室で適宜適切に対応しております。また、監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合には、管理部門の各チーム要員または内部監査室要員がサポートする体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社における企業統治の体制は、事業の内容や規模等に鑑み、経営の透明性の向上および公正な経営を維持するため、社外監査役の選任、執行役員制度の導入および諮問委員会の設置等により経営の業務執行、監査・監督機能を整えております。また、体制の強化として、社外監査役2名を独立役員に指定しております。

取締役会は原則として毎月開催されており、経営の基本方針その他重要事項を決定しております。

諮問委員会は役付取締役および部門長が構成メンバーとなり、独立役員である常勤監査役も参加して、原則として毎月2回開催されており、社長の諮問により、会社の経営に関する重要事項を審議しております。

執行役員会は執行役員および役付取締役ならびに独立役員である常勤監査役が構成メンバーとなり、原則として毎月開催されており、業務執行機能の充実と効率化を図り、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できるようにしております。

内部監査は社長の直轄組織の内部監査室が担当しており、内部監査規程に基づき業務上特に必要あるときは社長の命により別に指名された者を加えて行うことができる体制を確立しております。内部監査室では年度監査計画に基づき、本支店および連結子会社について原則として年2回の内部監査を実施しております。

監査役会は監査役3名で構成され、原則として毎月開催されるとともに、監査役は取締役会およびその他の重要な会議に参加し、各取締役の業務執行状況を監査しております。また、社外監査役2名は、他の上場企業を含めて10年以上監査役を務めており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役監査は年度監査計画に基づき、本支店および連結子会社について原則として期中と期末の年2回の監査および調査を実施しております。また、監査役は内部監査室から報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査室に情報を提供しております。さらに、会計監査人の監査にも立ち会っており、会計監査人とも適宜情報交換を行っております。

会計監査については会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任しております。当社と会計監査人との間に利害関係はありません。また、同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。直前事業年度における業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 : 片岡茂彦 岡本健一郎
- ・会計監査業務に係わる補助者の構成
公認会計士 3名、会計士補等 6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役3名のうち2名が社外監査役および1名は常勤監査役であり、独立した視点から監査を行っております。また、役付取締役および部門長が構成メンバーとなる諮問委員会においては、常勤監査役も参加し、社長の諮問により会社の経営に関する重要事項を審議しております。さらに、取締役会の監視・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行を迅速に行うために執行役員制度を導入しております。したがって、経営の監視機能が十分に機能する体制が整っていると認識しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(決算説明会、第2四半期決算説明会)の開催をしております。決算説明会の内容につきましては、「決算の概況」および「通期業績見通し」を常務取締役執行役員管理部門長 山根清文が、「中期的展望」を代表取締役社長執行役員 森本茂が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.ishimitsu.co.jp)のIR情報欄に決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営企画室であります。担当役員は常務取締役執行役員管理部門長 山根清文、事務連絡責任者は経営企画室室長 前田繁幸であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	石光商事グループ会社行動規範、倫理・コンプライアンス管理規程において定めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コンプライアンスおよびリスク管理の観点から内部統制システムの整備・充実を経営の重要課題と位置づけ、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための内部統制システムの構築に関する基本方針を次のとおり定めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの経営理念に則り法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた「石光商事グループ会社行動規範」、「倫理・コンプライアンス管理規程」をコンプライアンスの規範・基準とする。
 - (2) 全社コンプライアンス統括責任者および各部門コンプライアンス責任者を置きコンプライアンスの指導、教育、推進・モニタリング等を行い、全役職員に対して繰り返しコンプライアンス遵守の周知徹底を図る。
 - (3) コンプライアンス委員会を取締役会の直属機関として設置して、コンプライアンス意識の普及と啓発、法令違反行為の通報受付と事実関係の調査、違反行為の再発防止策の検討等を行う。
 - (4) 内部通報制度による通報受付体制を構築する。総務チームおよび社外監査役を通報先とする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
内部情報等の管理に関する規程、文書保存規程、業務分掌規程等の社内規程に則り、適切な保存および管理を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規程」に基づき、当社グループの事業遂行上、想定し得る重要な個別リスク毎にリスク管理に対する体制を整備する。
 - (2) 全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議決定する組織として、リスク管理委員会を設置する。
 - (3) 社長直轄部署である内部監査室が内部監査規程に基づき内部監査を実施し、監査報告書および監査報告書に対する回答書は、執行役員・部門長を経て社長に提出され検証を受ける。
 - (4) 内部監査室の存在意義を全社員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 執行役員制度により、業務執行権限の委譲による明確な意思決定権限・責任のもと、迅速かつ確かな業務執行を図る。
 - (2) 代表取締役社長は、取締役会に諮る重要な事項について事前に十分な審議が行われるよう、役付取締役および部門長を構成員とする諮問委員会を定期的に開催する。
 - (3) 経営計画のマネジメントについては、毎年策定の年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、年度予算の執行状況を毎月取締役会において報告し経営目標の進捗状況を検証する。
 - (4) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に定められている付議すべき事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には議題に関する十分な資料が全役員に配布されるなど経営判断の原則に留意した体制をとる。
 - (5) 日常の業務執行に際しては、業務分掌規程、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。
5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社管理規程に基づき、経営企画室長が関係部門長、執行役員および内部監査室と連携協議の上、子会社および関連会社の業務の適正が確保されるための体制を構築する。
 - (2) 内部監査室は子会社に対して年1回以上実地監査を行い、監査報告書は社長に提出され検証を受ける。
 - (3) 当社グループの経営理念に則り法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた「石光商事グループ会社行動規範」、「倫理・コンプライアンス管理規程」をコンプライアンスの規範・基準とする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 専任の監査役スタッフを配置していないが、業務分掌規程に基づき総務チームが監査役会の庶務事項を担当する。
 - (2) さらに監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役会と協議の上、管理部門の各チーム要員または内部監査室要員を充てる。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人の任命については、監査役会の同意を必要とするものとし、当該使用人の当該業務についての人事評価については、監査役・監査役会が行う。
8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告する。また、監査役は、いつでも、取締役および使用人に対して事業および業務の報告を求めることができる。
 - (2) 監査役は、取締役会のほか重要な会議・委員会に出席し、また出席しない場合には、付議事項についての説明を受け関係資料を閲覧することができる。
9. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 代表取締役は、監査役・監査役会の意向を尊重し、監査役および監査役会と随時機会をもち、経営方針、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
 - (2) 内部監査室は、監査役と緊密な連携を保ち、定期的に内部監査結果の報告を行う等、監査役監査が効率的・実効的に遂行されるため協力する。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況
反社会的勢力との関係排除については、社会的責任および企業防衛の観点から「倫理・コンプライアンス管理規程」に明記し、反社会的勢力に対して、いかなる関係を持たず、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係排除については、社会的責任および企業防衛の観点から「倫理・コンプライアンス管理規程」に明記し、反社会的勢力に対して、いかなる関係を持たず、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 基本方針について

当社は株主、投資家の方々に、迅速で正確かつ公平な会社情報の適時適切な開示を行うことを基本姿勢としております。

2. 会社情報の適時開示に関する社内体制について

情報開示に至るまでの内部情報については、「内部情報等の管理に関する規程」に従い、内部情報管理の徹底をしております。

当社が行う当社および当社グループに関する重要な会社情報の開示は、原則として大阪証券取引所の定める規則「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示等規則」という。)に基づいて行い、必要に応じて事前に大阪証券取引所に相談しております。

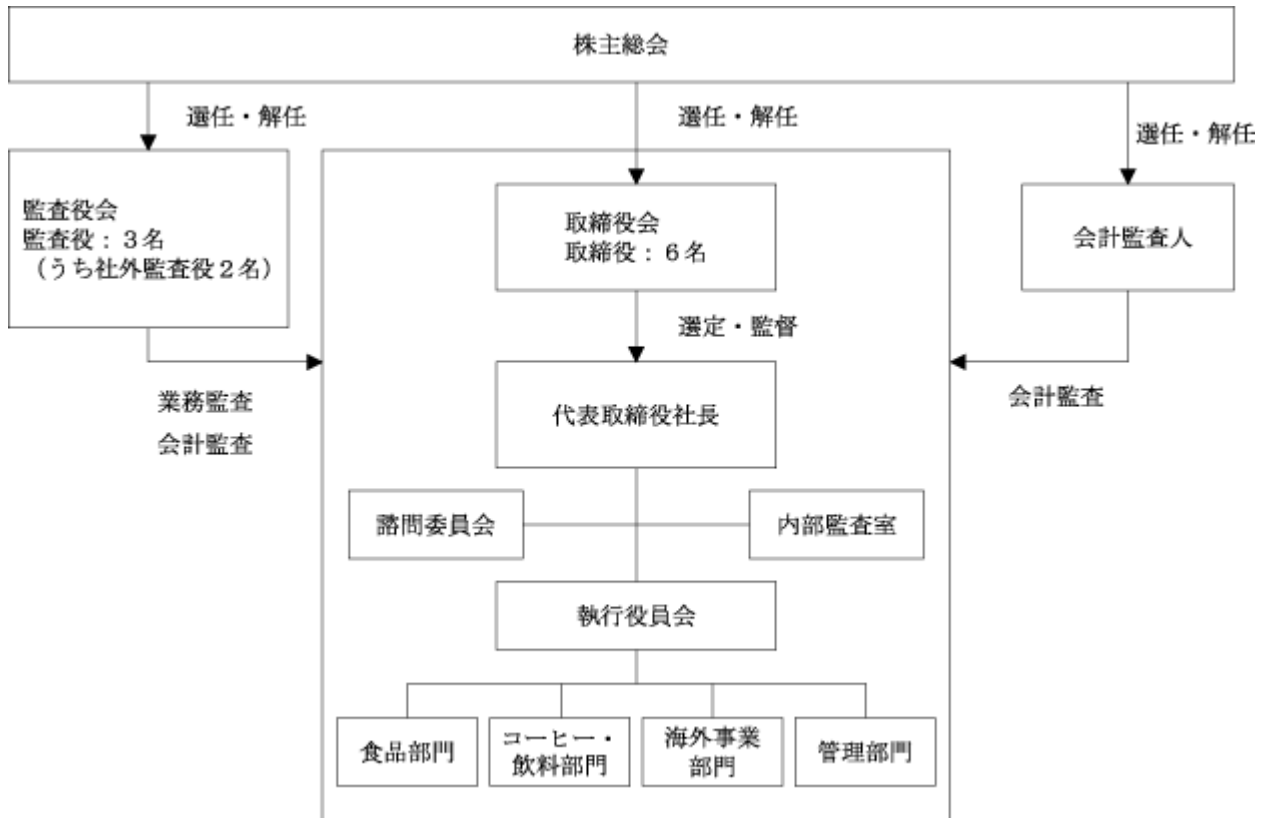
決定事実・決算情報・発生事実・およびその他の会社情報につき、当該案件部署、関係部署(総務チーム・人事チーム・経理チーム・財務チーム・経営企画室等)において「適時開示等規則」に準じて協議し、速やかに社長をはじめとする関係役員に報告する体制になっております。

3. 情報開示の判断と開示手続について

原則として取締役会決議後、情報開示・公表担当部署が速やかに適時開示システム(TDnet)を通じて大阪証券取引所に開示するとともに、記者クラブへの資料投函、投資家の利便を考慮して当社ホームページへの掲載をしております。

「適時開示等規則」において開示義務がないとされる事項においても、投資判断に影響を及ぼす可能性があるものと判断したものについては、上記と同様の手続で開示いたします。

【 参考資料：模式図 】



適時開示に係る社内体制図

